

平成 27年 8月 17日

国土交通省 運輸審議会 御中

札幌市中央区南28条西13丁目1番7号

事業協同組合 札都個人タクシー協会

代表理事 九石 博昭



### 公述申込書

今般、公聴会において公述をいたしたく、運輸審議会一般規則の規定により、下記のとおり申込み致します。

#### 記

##### 1. 事案番号

平27第5011号

##### 2. 事案の種類

一般乗用旅客自動車運送事業に係る特定地域の指定

##### 3. 指定する地域

道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第5条に基づき北海道運輸局長が定める営業区域の「札幌交通圏」

##### 4. 公述人

住所 札幌市中央区南28条西13丁目1番7号

電話 011-551-8181

法人名 事業協同組合 札都個人タクシー協会

氏名 代表理事 九石 博昭（くいし ひろあき）

年齢 67歳

自宅

電話

##### 5. 事案に対する賛否

賛成



平成 27 年 8 月 17 日

国土交通省 運輸審議会 御中

札幌市中央区南 28 条西 13 丁目 1 番 7 号

事業協同組合 札都個人タクシー協会

代表理事 九石 博昭

電話 011-551-8181



### 公　　述　　書

私は、札幌交通圏において一般乗用旅客自動車運送事業を経営する個人事業者団体である、札幌個人タクシー連合会の会長として、また、所属団体の事業協同組合札都個人タクシー協会の代表理事として、札幌交通圏が特定地域の指定を受けることに賛成の立場で公述させていただきます。

平成 27 年 5 月 25 日札幌交通圏準特定地域協議会が開催され、特定地域の指定について同意・不同意の採決の結果、構成員全員一致で同意がなされました。

事業者車両ベースでは、法人・個人合わせて約 6,000 両のうち約 96% の同意となっています。個人タクシーについては 1,239 両のうち、同意が 1,056 両、不同意が 40 両、態度保留が 143 両となり、同意する車両数が全車両の過半数を大きく超えており、個人タクシー事業者団体としても同意が確認されております。

その上で当連合会がこの特定地域指定について同意した理由を述べさせて頂きます。

平成14年2月に施行された規則緩和策によって、新規参入・増車により供給過剰が進むと共に、幅運賃制度を中心にしながらも実質的な運賃自由化による過度な運賃競争がひき起こり、国内景気の低迷とあいまって利用者が年々減少してきたことによる需給バランスが大きく崩れて来ております。

その結果として、以下の4点が課題としてタクシー業界に大きくのしかかっています。

- ① 台当り営業収入の低下とそれに伴う給与水準の大額な落ち込み
- ② 運転者の長時間労働等の労働条件の悪化
- ③ 若年運転者の確保が困難となり、運転者の高齢化が急速に進んだ
- ④ 違法客待駐車、不適切営業の増加等コンプライアンスの欠如が社会問題化されつつある現状

#### ◆ 特措法の趣旨は輸送の安全・安心を担保すること（適正化）

タクシー業界の最大の使命である、輸送の安全・安心を担保するためには、再び魅力ある産業として立ち直らなければなりません。

若年運転者が増加し、利用者の安心感を増幅させ、あわせて業界全体に活気がみなぎる事が出来る方策を業界が真剣になって取り組む必要があります。総体的な景気回復が中々進まない現状においては、まずは特定地域の指定を受け、「協議会」において必要最小限の供給制限は必要であるとの共通認識に立って、減・休車を含めた適正化論議を進める事が喫緊の課題であると考えるところです。

#### ◆ 地域公共交通機関としての責任を果たすために

改正特措法は、減車・休車を含めた適正化だけではなく、衆・参両院の附帯決議にある通り利用者利便の向上と、需要の拡大を図る活性化に対する取り組みが求められています。

活性化に対する取り組みについては、特定地域に指定される、されないに関わらず進めて行かなければならない要件であります。

我が国は、人口の4人に1人が65歳以上という超高齢化社会に突入しました。それらを含めて高齢者・妊婦・障害者・訪日外国人等の幅広いニーズに対応し、サービスの高度化や高質化に積極的に取り組むには、企業は人を育成し、適切な設備投資が求められます。

赤字にならない様に日々奮闘している事業者が多い今の現状では、札幌交通圏の法人・個人あわせた多くの事業者が地域公共交通機関として利用者に充分なサービスの提供が出来得るか、危ぶまれるところです。

これを解消するためにも前項部分で述べた通り、特定地域の指定を受け、その後の「協議会」において適正化論議を深めた上で、実効性のある施策を決め、適正化・活性化の両輪を強力に推し進めることにより、利用者利便の向上に資する事が可能となり、地域公共交通機関としての責任を果たせるものと考えるところであります。

以上、特定地域の指定を受けることに賛成の立場で公述して参りましたが、私達個人タクシーは一人一車制という観点から事業者であり、運転者でもあるという2面性を持っています。従って法人タクシー事業経営者の苦勞も、法人運転者の方々の想いも、共に理解していると同時に個人タクシーも一人一車制という超零細事業者であります。現在の厳しい苦境から抜け出し、希望を持って事業を遂行し、又労働することが出来るのかを考えた時、改正特措法で示された「特定地域」の指定を受け、タクシー業界、地方公共団体、消費者団体、地域住民代表、学識経験者等で構成する「特定地域協議会」において活発な協議を重ねる中で英知を結集して解決策を見いだすことが何より重要であるとの判断をしたところです。

又、今後とも札幌ハイヤー協会とは今日より明日へ向けて共存共榮の考え方に基づく協調関係を維持しながら事業運営に取り組んで行くべきであると考えております。

運輸審議会におかれましては、札幌交通圏が特定地域に指定されます様、国土交通大臣に答申して頂くことを強くお願い申し上げます。

以上